

## 一筆の土地に多数権利者が存する場合の処理業務費積算基準

平成23年6月16日国北整用企第35号  
用地企画課長から各事務所用地担当課長あて  
平成27年12月24日国北整用企第95号一部改正  
平成28年3月30日国北整用企第153号一部改正  
平成29年3月23日国北整用企第108号一部改正

標記について、別添のとおり定めたので、通知する。

なお、「一筆の土地に多数権利者が存する場合の業務積算基準等について」（平成12年3月31日建北一用第49号）は、本通知をもって廃止する。

## 一筆の土地に多数権利者が存する場合の処理業務費積算基準

### 第1 適用範囲

- 1 この一筆の土地に多数権利者が存する場合の処理業務費積算基準は、北陸地方整備局の所掌する公共事業（営繕部及び港湾空港部の所掌に属するものを除く。）に必要となる土地の一筆において共有又は相続により多数の権利者が存する場合の事務処理に係る業務を別途定める仕様書によって、請負又は委託に付す場合の業務費を積算するときに適用する。
- 2 一筆の土地に多数権利者が存する場合の処理業務の範囲は次のとおりとする。
  - (1) 準備打合せ
  - (2) 相続関係説明図の作成等
  - (3) 説明資料の作成等
  - (4) 相続関係説明及び補償説明（近隣、電話等、遠隔地）

### 第2 業務費の構成、内容及び積算

#### 1 用地測量に係る業務

第1、2中、(2) 相続関係説明図の作成等、に係る業務費の構成、内容及び積算は、国土交通省の定める設計業務等標準積算基準書（昭和46年3月5日付け建設省技調発第25号）及び設計業務等標準積算基準書（参考資料）（平成13年3月26日付け国官技第48号）を準用する。

#### 2 用地調査等に係る業務

上記1を除く業務費の構成、内容及び積算は、「用地調査等業務費積算基準」（平成24年5月14日国北整用企第26号）を準用する。

第3 一筆の土地に多数権利者が存する場合の処理業務費歩掛

1 準備打合せ等

種 目	単 位	職 種	外業	内業	計	備 考
準備打合せ等	業 務	主任技師	0.54	0.75	1.29	現地踏査含む
		技師 A	0.54	0.75	1.29	
		技師 B	0.54	0.75	1.29	

2 相続関係説明図の作成等

種 目	単 位	職 種	外業	内業	計	備 考
相続関係説明図の作成等	相続人10人当たり	測量技師補	0.50	2.30	2.80	
		測量助手	0.50	2.30	2.80	

3 説明資料の作成等

種 目	単 位	職 種	外業	内業	計	備 考
説明資料の作成等	権利者	主任技師	—	0.03	0.03	
		技師 A	—	0.08	0.08	
		技師 C	—	0.15	0.15	

4 相続関係説明及び補償説明（近隣）

種 目	単 位	職 種	外業	内業	計	備 考
補償説明等（近隣）	権利者	主任技師	—	0.04	0.04	
		技師 A	0.71	0.04	0.75	
		技師 C	0.71	0.17	0.88	

5 相続関係説明及び補償説明（電話等）

種 目	単 位	職 種	外業	内業	計	備 考
補償説明等（電話等）	権利者	主任技師	—	0.06	0.06	
		技師 A	—	0.46	0.46	
		技師 C	—	0.06	0.06	

6 相続関係説明及び補償説明（遠隔地）

種 目	単 位	職 種	外業	内業	計	備 考
補償説明等（遠隔地）	権利者	主任技師	—	0.08	0.08	
		技師 A	0.71	0.35	1.06	
		技師 C	0.71	0.21	0.92	

